【規程番号　神女院Ｖ－031】

神戸女子大学大学院看護学研究科課程博士学位論文の審査に関する内規

課程博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」によるほかは、この内規による。

１．学長から博士論文の審査を付託されたときは、学位規程第６条に定める学位論文審査委員会（ 以下「審査委員会」という。）を設置する。
２．審査委員は３名以上とし、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査１名、副査２名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。
３．審査委員会は博士論文の審査及び試験を行うとともに、公開の博士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。
４．研究科委員会は、学位規程第10条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。
５．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和８ 年４月１日から施行する。